

※令和2年6月1日から



環境省

警察庁

岐阜保健所 058-380-3003 各務原警察署 058-383-0111C

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律



罰則が強化されました。

岐阜県の愛護動物法

動物の虐待には

罰則が強化されました。



環境省

警察庁

岐阜保健所 058-380-3003 岐阜羽島警察署 058-387-0110



- 動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対する暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく過度をいた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものに適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

環境省

警察庁

虐待動物は  
罰則が強化されました。



岐阜保健所本郷・山県センター 058-213-7268 北方警察署 058-324-0110



- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または100万円以下の罰金**

● 動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させるごと、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものとの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

# 虐待動物は

罰則が強化されました。



環境省 警察庁



岐阜保健所本巣・山県センター 058-213-7268 山県警察署 0581-22-0110

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または100万円以下の罰金**

● 動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したもののに適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

# 虐待動物は

罰則が強化されました。



- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に對し、みだりに、その身體に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく過度をいたした状態で愛護動物を飼養し、若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したもののに適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

環境省

警察庁

西濃保健所 0584-73-1111 養老警察署 0584-34-0110



虐待の禁止には

罰則が強化されました。



虐待の禁止には

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養方法が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したもののに適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

環境省

警察庁

西濃保健所 0584-73-1111 垂井警察署 0584-22-0110



虐待動物は

罰則が強化されました。



- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第41条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、  
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に對し、みだりに、その身體に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したもの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

環境省

警察庁

西濃保健所揖斐センター 0585-23-1111 揖斐警察署 0585-23-0110





環境省

警察庁



罰則が強化されました。

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律

- 1 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
- 2 愛護動物に對し、みだりに、その身體に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく過度である状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したもの適切な保護を行わないので排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

虐待動物は

罰則が強化されました。



- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、  
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したもののに適切な保護を行わないと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

環境省

警察庁

西濃保健所

0584-73-1111 海津警察署 0584-53-0110



環境省 警察庁



関保健所 0575-33-4011 関警察署 0575-24-0110

- 動物の愛護及び管理に関する法律  
第41条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、  
5年以下の懲役または500万円以下の罰金
- 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し、若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金



罰則が強化されました。

動物の虐待  
は  
止  
ま  
れ  
ま  
す。

※令和2年6月1日から

# 動物の虐待 は

罰則が強化されました。



- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したもののに適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄したことその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

環境省

警察庁



関保健所郡上センター 0575-67-1111 郡上警察署 0575-67-0110

# 動物の虐待 は

# 罰則が強化されました。



- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させるごと、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したもの、適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積、あつ施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

環境省

警察庁

可茂保健所 0574-25-3111 加茂警察署 0574-25-0110



●動物の愛護及び管理に関する法律  
第41条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、  
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに給餌若しくは給水をやめ、酷使しその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したもの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

環境省

警察庁

可茂保健所 0574-25-3111 可茂警察署 0574-61-0110



罰則が強化されました。

動物の虐待・遺棄には  
罰則が強化されました。

動物の虐待には

罰則が強化されました。



- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものに適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

環境省

警察庁

東濃保健所 0572-23-1111 治見警察署 0572-22-0111



東那保健所 0573-26-1111中津川警察署0573-66-011C

# 動物虐待は

罰則が強化されました。



- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または100万円以下の罰金**

● 動物の愛護及び管理に関する法律

- 1 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
- 2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したもののが保護を行わないので排せつ物の堆積あつた施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

環境省

警察庁



# 愛護動物の罰則が強化されました。

罰則が強化されました。

罰則が強化されました。



- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第41条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は餌差し度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼差し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したもののに適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

環境省

警察庁

恵那保健所 0573-26-1111 恵那警察署 0573-26-0110





罰則が強化されました。

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律

第14条の愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、絶餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、掛けつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から



罰則が強化されました。

愛護動物法

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、  
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

愛護動物法  
は

環境省

警察庁

# 虐待動物は 罰則が強化された



- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律

第41条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したもののに適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄したことその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

